

# 市立函館南茅部病院医療ガス安全管理委員会設置要領

(平成21年7月31日市立函館南茅部病院長決裁)

## (目的)

第1条 市立函館南茅部病院における医療ガス設備の安全管理を図り、患者の安全を確保することを目的に、市立函館南茅部病院医療ガス安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (構成)

第2条 委員会は、次の職員による委員をもって構成する。

- (1) 病院長
- (2) 外科医師
- (3) 内科医師
- (4) 看護科長
- (5) 薬剤師
- (6) 診療放射線技師
- (7) 事務長

2 委員会に総括責任者として委員長を置き、委員長は病院長をもって充てる。

## (取扱責任者の選任等)

第3条 委員会は、医療ガスの安全点検に係る業務の監督責任者および実施責任者を選任するものとする。

2 監督責任者は、委員の中から選任し、実施責任者の業務を指導・監督する。

## (委員会議)

第4条 委員長は、年1回定期的に委員会議を招集し、これを主宰する。ただし、必要において臨時的に委員会議を開催することができる。

## (業務等)

第5条 委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 医療ガス設備について、実施責任者または関係法令に規定する基準に適合する者に保守点検業務を行わせること。
- (2) 実施した保守点検業務の結果を記録した帳簿を作成し、実施日の属する年度末から2年間保存すること。
- (3) 医療ガス設備に係る新設および増設工事、部分改造、修理等にあたっては、臨床各部門にその周知徹底を図り、使用に先立って厳正な試験、検査を行い安全を確認すること。
- (4) 医療施設内の各部門に、医療ガスに関する知識を普及し、啓発に努めること。

## (庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務において処理する。

## (雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この要領は、平成21年8月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成27年4月27日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。